

■引き上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分)の用途について

□平成27年度予算における地方消費税交付金
うち社会保障財源化分

778,000千円
320,353千円

消費税率(国・地方)が、平成26年4月1日から5%から8%へ引き上げられたことに伴い、消費税収(現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、社会保障財源化することとされており、地方団体においても、地方消費税収の引上げ分を全て社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

以上の趣旨を踏まえ、本市平成27年度当初予算における、引き上げ分の地方消費税収は、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費)その他社会保障施策に要する経費への充当され、以下のとおりになります。

□社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

区 分			平成 27年度 予算額	財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国府支出金	市債	その他	引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	老人福祉対策費	108,051	52,232		1,100	54,719	7,788
		障害者医療費	87,053	42,651			44,402	6,477
		難病患者福祉対策費	90	45			45	7
		地域生活支援事業費	50,449	22,703			27,746	4,132
		障害者福祉対策費	37,190	27,847			9,343	1,386
		障害者総合支援法事業費	905,568	679,102			226,466	33,825
	児童福祉費	児童福祉総務費	376,132	158,552		1,942	215,638	31,585
		母子福祉対策費	51,228	27,269		667	23,292	3,229
		乳幼児福祉対策費	116,929	38,326			78,603	10,551
生活保護費	生活保護費	1,126,522	893,802		2,102	230,618	34,459	
保健衛生	保健衛生費	予防費	3,305	2,478			827	124
		母子事業費	2,009	1,500		10	499	73
社会保険	国民健康保険費	国民健康保険費	436,366	296,690			139,676	20,871
	社会福祉費	介護保険費	503,781	0			503,781	75,276
	社会福祉費	後期高齢者医療費	703,839	97,703	—	—	606,136	90,570
合 計			4,508,512	2,340,900	0	5,821	2,161,791	320,353